

2021年3月1日

お客さま 各位

大阪シティ信用金庫

### 「普通預金規定」等の一部改定に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、お客さまの利便性の向上を目的とした「タブレット端末機」（規定上は「電子装置」といいます）の導入、および長期間利用されていない口座が不正利用される被害を防止するために、令和3年4月1日以降に開設される全ての普通預金口座（総合口座を含む）・貯蓄預金口座につきまして、「未利用口座管理手数料」および「未利用状態となった口座の自動解約」に関する定めを導入させていただくことなどから、関係規定を下記のとおり改定いたします。

なお、「未利用口座管理手数料」および「未利用状態となった口座の自動解約」については、令和3年3月31日以前に開設された、普通預金口座（総合口座を含む）・貯蓄預金口座、および通常の入出金や口座振替等でお取引されている口座は対象外です。

### 記

#### 1. 改定する規定

- ①普通預金（決済用普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定
- ②普通預金規定（決済用普通預金を含む）
- ③貯蓄預金規定
- ④夢ふくらむ支店用 普通預金規定
- ⑤総合口座取引規定
- ⑥納税準備預金規定

#### 2. 規定の改定日

令和3年3月22日（月）

ただし、「夢ふくらむ支店用 普通預金規定」については、令和3年4月1日（木）

#### 3. 改定内容（関係条項を抜粋）

改定後の規定については、上記1. の規定を「クリック」していただくことにより、ご覧いただけます。

#### (1) ①普通預金（決済用普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定

##### 6. （印鑑照合等） <下線部の追加>

払戻請求書、当金庫所定の電子装置および諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者（ただし、個人の預金者に限ります。）は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てん請求することができます。

(2) ②普通預金規定(決済用普通預金を含む)

③貯蓄預金規定

④夢ふくらむ支店用 普通預金規定

3. (預金の払戻し) <下線部の追加>

(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印しまたは当金庫所定の電子装置に押印して、この通帳とともに提出してください。  
ただし、当金庫が「個人キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」・「法人用キャッシュカード(普通預金)規定」に定める方法により本人確認を行った場合、当金庫は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当金庫の責任については、同規定の定めによるものとします。

5. (未利用口座管理手数料) <下線部の条項追加>

(1) 未利用口座管理手数料は、令和3年4月1日以降新規に開設された口座のうち、最後の預入れ(当該預金の利息入金を除く)または払戻し(本件未利用口座管理手数料の引落しを除く)から2年以上、預入または払戻しが無い貯蓄預金口座が対象となります。

(2) この預金は、第1項に定める期間、預金者による第1項に定める取引や別途定めるご利用がない場合には未利用口座となります。

(3) この預金が未利用口座となり、かつ残高が10,000円未満の場合には、当金庫はこの預金から、払戻請求書によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。

(4) この預金の口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により解約することができるものとします。

(5) 未利用口座管理手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。

6. (準用規定) <下線部の表示変更>

この預金は、本規定のほか「普通預金(決済用普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」を適用します。

※条項番号等については、規定により異なります。

※貯蓄預金規定については、「法人用キャッシュカード(普通預金)規定」の表記はありません。

※夢ふくらむ支店用 普通預金規定については、「未利用口座管理手数料」の追加および「準用規定」条項名の変更となります。

※未利用口座管理手数料の額は、1年あたり1,320円(消費税込み)とします。

また、詳細につきましては「未利用口座管理手数料のご案内」をご確認ください。

(3) ⑤総合口座取引規定

5. (預金の払戻し等) <下線部の追加>

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金および定期積金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印しまたは当金庫所定の電子装置に押印して、通帳とともに提出してください。

ただし、当金庫が「個人キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」に定める方法により本人確認を行った場合、当金庫は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当金庫の責任については、同規定の定めによるものとします。

12. (印鑑照合等) <下線部の追加>

この取引において払戻請求書、当金庫所定の電子装置および諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者（ただし、個人の預金者に限ります。）は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額または不正な解約、書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

(4) ⑥納税準備預金規定

6. (準用規定) <下線部の表示変更>

この預金は、本規定のほか「普通預金（決済用普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」を適用します。

以 上